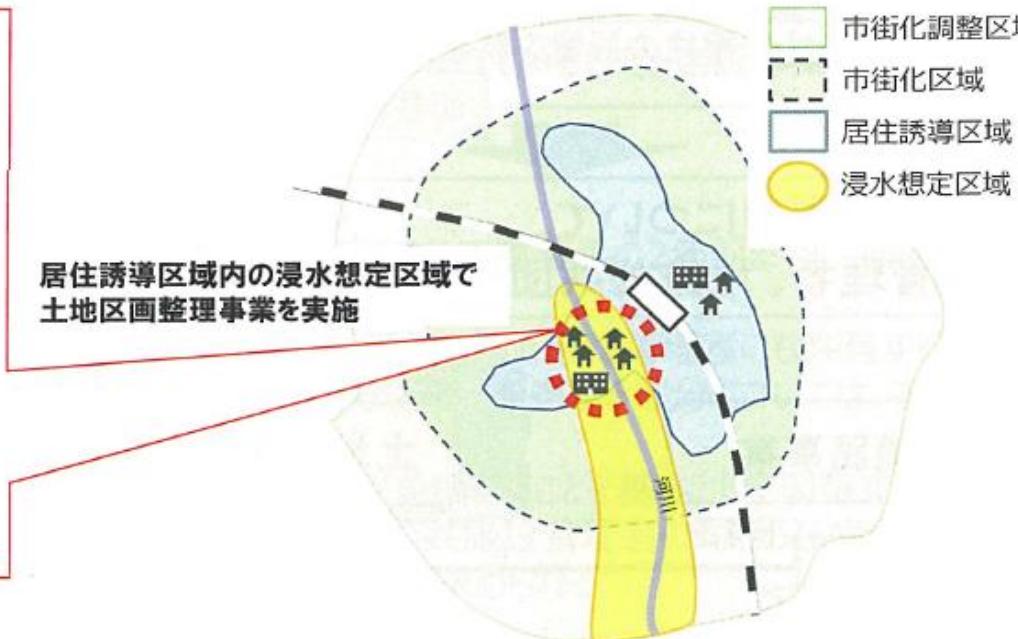
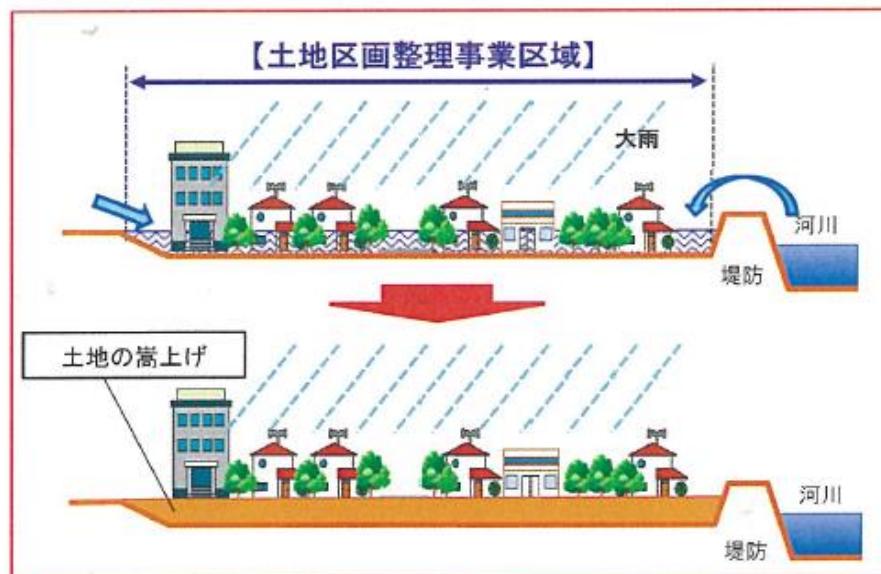


- 令和元年台風第19号等の水災害等の宅地災害等を踏まえ、増大する自然災害リスクに対応するため、立地適正化計画における防災対策の位置付けを推進するとともに、当該防災対策に基づく取組への支援を強化。

■拡充内容

- ・居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に算入することが可能。（令和二年度予算より措置）

【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】



【対象要件】

- ①、②および③を満たす場合について、土地の嵩上げ費用を都市再生区画整理事業の補助限度額に算入
- ①その面積が20ha以上であり、被災が想定される棟数が1,000棟以上の浸水想定区域内で行われる事業
 - ②居住誘導区域内であり、人口密度40人/ha以上の区域内で行われる事業
 - ③立地適正化計画に防災指針が記載されており、当該防災指針に即して行われる事業